

募集要項等の修正(新旧対照表)

平成23年2月3日(3月22日修正分含む)に公表した「田原市給食センター整備運営事業」の募集要項等を次のとおり修正する。

通番	書類名	頁数	項目名	修正前(2月3日公表又は3月22日修正公表)	修正後(5月12日公表)
1	要求水準書	15	第2 3(3)2) 見学通路	ウ 極力、給食センター全域が視認できるように配慮し、特に調理室、洗浄室及び炊飯室(炊きあがりの区域)はその機能が理解できるようにする。	ウ 極力、給食センター全域が視認できるように配慮し、特に調理室、洗浄室及び炊飯室(炊きあがりの区域)はその機能が理解できるようにする。なお、視認が難しい箇所にカメラを設置する場合は、見学通路にその映像を映し出す場所を設ける。
2	要求水準書	33	第2 8(2) 外部仕上げ	搬出入を行うプラットフォームにはシャッター等を設けるとともに、食材搬入口にはエアカーテン、配送・回収口にはドックシェルター(エアカーテン付)を設ける。	搬出入を行うプラットフォームにはシャッター等を設けるとともに、食材搬入口にはエアカーテン、配送・回収口にはドックシェルターを設ける。
3	要求水準書	41	第4 3(7)施設紹介パンフレット等の作成	部数は、5000部とし、不足が生じないように増刷する。	部数は、5000部とし、ページ数は、A4片側観音折りで挟み込み、3面見開きの6ページ程度以上の構成とする。維持管理・運営期間中は、不足が生じないように適宜増刷する。
4	要求水準書	66	第6 4(2)4) 炊飯業務	炊き込みご飯は、アルファ化米を使用して実施する。調理釜を使用し、年1～2回の実施を想定している。	炊き込みご飯は、アルファ化米を使用して実施する。調理釜又は連続式炊飯器を使用し、年1～2回の実施を想定している。
5	事業仮契約書(案)	11	第21条 (事業者による工事監理者の設置)	2 工事監理者は、建設業法の規定に基づく主任技術者又は監理技術者の資格を有するものとする。	2 工事監理者は、一級建築士の資格及び公共建築の監理業務実績を有する者とする。
6	質問回答別紙1	3	配膳室等の整備等業務内容と提案方法について	割賦元金に相当する金額は、遅くとも設計完了後までには市と事業者との協議により確定することを予定	割賦元金に相当する金額は、設計完了後速やかに市と事業者との協議により確定することを予定